

第62回臨時会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

令和2年8月4日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第6 2回臨時会会議録

議事日程

令和2年8月4日（火曜日）午前10時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案一括上程、提案理由の説明

第4 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第 8号 財産の取得について

（化学消防ポンプ自動車）

（2）議案第 9号 令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

（3）報告第 1号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

（4）報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（令和元年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算）

（5）報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算）

（6）報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

（7）報告第 5号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

第5 議員提出議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決

（1）議員提出議案第1号 下北地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20人）

1番	杉	浦	弘	樹	2番	富	岡	直	哉
3番	佐	藤	広	政	4番	山	本	留	義
5番	東		健	而	6番	野	中	貴	健
7番	佐々木			肇	8番	鎌	田	ちよ	子
9番	白	井	二	郎	11番	竹	内	勝	雄
12番	吉	田	光	男	13番	南	川	誠	一
14番	北	館	智	明	15番	中	嶋		茂
16番	根	岸	浩	則	17番	山	口	捷	夫
18番	大	湊	敏	行	19番	野	坂	浩	二
20番	松	本	光	明	21番	岡	崎	健	吾

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	宮	下	宗一郎	代表者	樋	口	秀	視
副管理者	富	岡	宏	副管理者	野	村	秀	雄
副管理者	野	坂	充	副管理者	戸	田		衛
参与	鎌	田	光治	代表委員	齊	藤	秀	人
事務局長	瀬	川	英之	事務局理事	成	田		司
事務局理事	千代谷		賀士子	事務局次長	野	藤	賀	範
監査委員長	田	中	宏司	会計管理者	中	里	文	俊
消防本部長	金	田	貴裕	消防本部長	川	村	正	明
消防副部長				大消防署長				
事務局局長	鍋	谷	和範	事務局課長	澤	田	理和	子
事務局課長				事務総括主任				
事務局幹事	横	山	拓子	新設建設課	大	澗		聡
事務局幹事				新設建設課				
事務局幹事	立	花	幸一	新設建設課	瀬	川	和	宏
事務局幹事				新設建設課				
新設建設課	山	道	透	界				

市町村席

大 間 町 長
副 町 長

菊 池 武 利

東 通 村 長
副 村 長

林 春 美

事務局職員出席者

事 務 局 幹
総務課主

村 口 一 也

事 務 局 査
総務課主

大 場 達 也

事 務 局 任
総務課主

伊 藤 愛

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（岡崎健吾） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第62回臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は20人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（岡崎健吾） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎健吾） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、4番山本留義議員及び14番北館智明議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありません

か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第3 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第8号 財産の取得についてから報告第5号 専決処分した事項の報告についてまでの7件を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました2議案、5報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、議案第8号 財産の取得についてですが、本案は大湊消防署に配備しております水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、危険物火災にも十分対応可能な化学消防ポンプ自動車に更新するものでございます。

次に、議案第9号 令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。本案は1,262万9,000円の減額補正でありまして、これにより歳入歳出予算総額は57億5,791万7,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。衛生費には下北地域新ごみ処理施設整備事業に伴う排水路測量設計業務委託料などを計上したほか、消防費では新型コロナウイルス感染症の影響により、各消防団定期観閲式及び消防操法大会などが中止となりましたことから、関係事業費を減額しております。

次に、歳入の主なものについてであります、歳出との関連において分担金及び負担金を増額しておりますほか、諸収入では各消防団事務に係る受託事業収入を減額しております。

また、下北地域新ごみ処理施設整備事業については、総額157億3,000万円を事業費として見込んでおります。令和5年度に完成、令和6年度から供用開始を目指す観点から、本補正予算に令和2年度から令和5年度までの継続費を追加しております。

次に、報告第1号及び報告第5号についてであります、これは本年2月6日にむつ市小川町1丁目地内で発生した建物損傷事故及び本年6月13日にむつ市川内町川内地内で発生した自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより専決処分したものであります。

次に、報告第2号についてであります、これは令和元年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、事業費の確定及び決算見込みにより専決処分したものであります。

次に、報告第3号についてであります、これは令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、人事異動に伴う会計年度任用職員の配置換えに伴う経費について、予算措置に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第4号についてであります、これは下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、庁舎内で感染者が発生した場合、庁舎内の除染作業に従事する職員及び感染症患者または感染の疑いのある患者の救護作業に従事した場合の特殊勤務手当の額を定めるためのものであります。

以上をもちまして、上程されました2議案、5

報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問及び詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎健吾） これで提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には、事前に議案をお配りしてありますので、議案熟考の時間は設けませんので、ご了承願います。

◎日程第4 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第4 議案審議を行います。

◇議案第8号

○議長（岡崎健吾） まず、議案第8号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、大湊消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、危険物火災に十分対応可能な化学消防ポンプ自動車に更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で議案第8号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長（岡崎健吾） 次に、議案第9号 令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

質疑に入る前に、本補正予算は下北地域新ごみ処理施設整備事業に関わる157億3,000万円の継続費を含むものであります。より慎重な議案審議を行うためにも、事務局に対して議案第9号資料の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（瀬川英之） 新ごみ処理施設整備事業につきましては、昨年5月に1度目の入札公告を行いました。9月に入札不調という結果となり、12月の第60回臨時会の行政報告で、今後事業費及び入札に係る諸条件の見直しを行い、プラントメーカーの参加意欲を促し、競争性を高めた上で、令和6年4月の供用開始を目指し、再度入札公告の準備を進める旨ご報告を申し上げたところであります。

本年1月末には、社会情勢を反映した事業費設定の参考とするため、プラントメーカーに見積り依頼を行っております。

また、4月1日付で新ごみ処理施設建設室から新ごみ処理施設建設課に移行し、事業の推進体制の強化を図っております。

今回6月末に提出されたプラントメーカーからの見積書類及び他地方公共団体での発注実績を参考に事業費を算定し、本臨時会に事業費の継続費として提案するものであります。

このような経緯を踏まえ、改めて下北地域新ごみ処理施設整備事業についてご説明いたします。議案第9号資料の1ページ目をお開き願います。下北地域新ごみ処理施設整備事業についての1、事業の概要についてであります。対象施設はごみ焼却施設とリサイクルプラザの施設整備でありまして、建設場所はむつ市奥内字今泉地内で、む

つ衛生センターの南側に位置いたします。事業範囲は、ごみ焼却施設及びリサイクルプラザの設計・建設で、運営につきましては今後別途に発注する形としております。設計・建設期間は、本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和6年3月31日までとし、令和6年4月の供用開始を予定しております。発注方式は、前回同様性能発注方式、いわゆる設計・施工一括発注方式で、事業者選定方式は前回の総合評価落札方式から最低価格落札方式である条件付一般競争入札に変更しております。また、予定価格は事後公表とし、低入札価格調査基準価格または最低制限価格の設定は行わないこととしております。

なお、今回の入札につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、郵便入札を採用することとしております。

次に、2、施設整備の概要についてであります。ごみ焼却施設については、(1)、左の表のとおりとなります。施設規模を1日当たり86トンとし、前回の90トンから4トン減としております。これは、人口減少などによる計画処理量の減少及び施設の年間稼働日数を精査し、見直したことによるものであります。処理方式は、従来どおりストーブ式焼却炉で、焼却残渣は埋立て処分としております。余熱を利用し発電して、施設内の電気供給と隣接するむつ衛生センターへ送電いたします。

続いて、リサイクルプラザについては、(2)、右側の表のとおりとなります。施設規模は、1日5時間稼働で14トンと、昨年の仕様と同規模としております。処理方式及び処理対象物は記載のとおりであります。

次に、3、整備事業予算についてであります。 (1)、新ごみ処理施設整備事業として157億3,000万円を令和5年度までの継続費として計上しております。主なものとしたしましては、施設

の設計、建設工事費のほか、設計監理、工事監理業務の委託料となっております。

なお、事業費の算定に当たっては、プラントメーカーから提出していただいた見積書類及び他地方公共団体の発注実績を参考としております。

また、これ以外のものとして、(2)、新ごみ処理施設の排水路整備に係る測量設計業務委託料及び事務費として1,154万8,000円を令和2年度の単年度予算として本補正予算に計上しております。

次に、4、事業スケジュールについてであります。現在は表の上から4番目、建設事業者決定の段階でありまして、今後設計建設工事を令和5年度末までの予定としております。

なお、運営事業者の選定につきましては、令和3年度に長期包括運営委託可能性調査を行った上で、令和5年度の早い時期までに決定することとしておりまして、令和6年4月の供用開始を予定しております。

次に、これらを踏まえまして、2ページ目の市町村継続費負担割合についてでございますが、今回の補正予算で計上させていただきました新ごみ処理施設整備事業費157億3,000万円を各市町村の負担割合により算定した負担割額で、内訳として国庫補助、起債及び一般財源の額を記載しております。令和5年度までの年割額は、プラントメーカーから徴取した見積書を参考に、出来高割合により算定したものであります。

なお、今年度につきましては、年度末時点で設計作業中となりますことから、年割額をゼロ円としております。

以上で説明を終わります。

○議長（岡崎健吾） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番山本留義議員。

○4番（山本留義） 今事務局長から説明いただき

ました。下北地域広域行政事務組合議会が始まって以来、初めてこういうご説明を聞いたわけなのですけれども、ありがとうございました。

質疑をさせていただきます。まず、6月に入札不調という形の中で、今回の金額ですけれども、6月の頃には104億円の事業費でありました。そして、今回が157億円と。その中で、人口減少という観点からお聞きしますが、当初は90トンで104億円の規模だったのです。今回4トン減らして86トンという中で、どうすれば前回より約50%に上る予算が多くかかるのか、その経緯を説明していただきたいと思います。

2点目ですけれども、157億円、これ全部かかるかどうか分からないのですけれども、この中で地元企業というか資材屋は、コロナウイルスの関係で地域がすごく疲弊しているのです。この157億円の中で幾らぐらい地元に関わる予算があるのか。

また、今入札の仕方が説明されました。ただ安ければいいということなのか、またこの新炉は、今までは20年間で廃止するのですけれども、この炉はどのような形の中で今後運営していくのか、その辺も説明をお願いしたいと思います。

そして、コンサルがこの炉に対して様々な角度から下行と話し合ってきたと思うのですけれども、前回のコンサルタント業者と今回の新たな予算の中でのコンサルタント業者が同じなのか、違うのか、この3点について説明をお願いいたします。

○議長（岡崎健吾） 事務局長。

○事務局長（瀬川英之） お答えいたします。

まず、施設規模が縮小したのに事業費が増額になっているところの理由でございますが、昨年の入札が不調となった最大の原因といたしまして、事業費の算定の段階でオリンピックや災害復旧での需要増による資材価格の高騰、また労務

者不足による人件費の増大といった社会経済情勢、地元建設業を取り巻く環境の激変に対応できなかったことが要因であるというふうな分析結果を得ております。したがって、今回の事業費の算定に当たっては、この点を踏まえまして、本年1月に改めてプラントメーカーに見積り依頼を行いまして、その見積り額と、あと他自治体の事例を参考に事業費を算定し直したというその結果、今回の額となったということになっております。

次に、これまでの施設の使用年数が20年ということで、さらに長期的に使用できないかということでありますが、今回仕様のほうで30年使用できるようにというふうな形で仕様のほうを出させていたでいております。

次に、地元に係る部分でありますけれども、施設の建設に当たっては、地元企業の協力というのが必要不可欠であるというふうに認識しております。したがって、地元建設業の方々の活用については十分検討してまいりたいというふうに考えております。

また、コンサルにつきましては、前回、昨年のコンサルと同じ業者ということになっております。

以上です。

○議長（岡崎健吾） 4番山本留義議員。

○4番（山本留義） コンサルは同じですか。そうすれば、前回不調だった要因があるのですけれども、やっぱりその中にはコンサルタントの責任も私はあるのではないかなという思いであります。そうすれば、恐らく入札なのか、コンサルタント会社を決めるのか、その辺はよく分かりませんが、不調でも契約したものを100%支払ったのかどうかお伺いしたいと思います。

次に、例えば某業者が落札するとすれば、その業者に地域対策としてこういう形の中でやっ

てほしいということが一般競争入札であってもそれはできるかどうか、その2点。

そして、104億円が157億3,000万円になった経緯、この説明を受けたのですけれども、オリンピック需要とか、そういうのは前から想定できていたはずなのに、ただそれだけの理由なのか、自分はずごく疑念に思うのです。できればきちんと間違いを正して、次はそういうことのないように進めてほしいと思います。その辺のことで。

○議長（岡崎健吾） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） ご質問にお答えいたします。

まず、前回と同じコンサルを使っていたということで、不調でも支払ったのかという論点については、これはお支払いは当然させていただいております。これはコンサルですから、その時点での成果物としてはいただいておりますので、その対価としてのお支払いはあります。

前回104億円、今回157億円の理由ということで、これは専ら総合評価で前は考えていて、今回は一般競争で考えているということのまず違いがあると。もちろん両方とも競争は前提にするのですが、今回157億円という事業費を出していますが、競争性が働いて、これはやはりその額よりは、競争によって事業費のほうは相当落ちるというふうに私どもとしては見込んでおります。それが104億円まで行くかどうかはともかくとしても、そういう違いがあるということで、少し認識をしていただきたいと思います。

最後、地域対策としてどういうことができるかという論点ですけれども、まずこれはそもそもプラントですので、専門業者が担うことになります。その専門業者というのは、やはり市外の業者、全国の業者、実績のある業者が前提になりますので、そのことについてはまず大きなくりの中でそちらに発注するというのがまず正しいだろうと。た

だ、地元ができる部分というのも、外構も含めてたくさんあると思いますので、そういうことは現実的にもその専門業者が外から人を連れてくるより、中の業者を使ったほうが、これは確実に経費ももともと予定していた予算額、あるいは落札額になるというふうなことで見込んでおりますので、そうした部分は地元でできる部分は地元で担っていただくということが前提になろうかと思えます。また、そうした呼びかけも我々のほうからしていきたいと考えています。

○議長（岡崎健吾） 4番山本留義議員。

○4番（山本留義） 納得しました。

それで、この予算の中に、これからもう工事が進むと、それを下行側として建設の推移を監督しなければならない。恐らく設計事務所があるのかどうか分かりませんが、その予算というのはこの157億3,000万円の中に入っているのですか。

○議長（岡崎健吾） 事務局長。

○事務局長（瀬川英之） 予算の中に含んでおります。

○議長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で議案第9号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（岡崎健吾） 次に、報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長（岡崎健吾） 次に、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和元年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で報告第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって報告第2号は承認することに決定いたしました。

◇報告第3号

○議長（岡崎健吾） 次に、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で報告第3号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

◇報告第4号

○議長(岡崎健吾) 次に、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で報告第4号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は承認することに決定いたしました。

◇報告第5号

○議長(岡崎健吾) 次に、報告第5号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で報告第5号の質疑を終わります。

報告第5号については文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第5 議員提出議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長(岡崎健吾) 次は、日程第5 議員提出議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決を行います。

お諮りいたします。議員提出議案第1号 下北地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則については、全議員の発議のため、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号の提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（岡崎健吾）　これで本臨時会に付議された
事件は、全て議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第62回臨時会を閉会いたします。

閉会　午前10時31分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 岡 崎 健 吾

下北地域広域行政事務組合議会議員 山 本 留 義

下北地域広域行政事務組合議会議員 北 舘 智 明

下北地域広域行政事務組合議会第62回臨時会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	8月4日	火	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 議案一括上程、提案理由の説明 第4 議案審議（質疑、討論、採決） 第5 議員提出議案上程、提案理由の説明、質疑、 討論、採決 閉 会

議 案 等 一 覧 表

(管理者提出議案)

議案番号等	件 名	議決月日	審議結果
8	財産の取得について (化学消防ポンプ自動車)	8月 4日	原案可決
9	令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	8月 4日	原案可決
報告1	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	8月 4日	報 告
報告2	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和元年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)	8月 4日	承 認
報告3	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)	8月 4日	承 認
報告4	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する条例)	8月 4日	承 認
報告5	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	8月 4日	報 告

(議員提出議案)

議案番号	件 名	議決月日	審議結果
1	下北地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する 規則	8月 4日	原案可決